

# 働き方チェック

政府・厚労省の「働き方改革」を止めるには、労働法規に定められた最低限のルールを知ることが重要です。「働くルール」は法規だけではなく、労使対等での交渉などで確立するものです。まずは、みんなで働き方をチェックしてみましょう。



## 労働契約

- 採用時に雇用契約書を交わしましたか？
- 就業規則はありますか？自由に閲覧できますか？
- 就業規則や労働条件（賃金や休暇、仕事等）が一方的に変更されていませんか？
- あなたの具体的な労働条件は示されていますか？

## 労働時間

- 所定労働時間（始業や終業、休憩）や1週間の労働日などは決まっていますか？出退勤時間はきちんと記録していますか？
- 「サブロク協定（残業可否や上限時間）は結んでいますか？
- フレックスタイム制、変形労働時間制、裁量労働制は労使で話し合っただけで決めましたか？

## 賃金

- 「給与明細書」をもらっていますか？
- 最低賃金956円（時間額）を下回っていませんか？
- 「残業代」は支払われていますか？算出式を知っていますか？
- 「固定残業代」の時間を超えた分も残業代は払われていますか？



【憲法第27条】  
すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。児童は、これを酷使してはならない。  
【憲法第28条】  
勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

## 休暇

- 法定の有給休暇が付与されていますか？自由に取ることができますか？
- 産前産後、育児、子の看護、介護などの休暇制度はありますか？



労働組合をつくって、入って、問題を解決しましょう。<労働相談ホットライン>

0120-378-060

**検索** 「神奈川労連 労働相談センター」

## 働く権利、雇用・社会保険

- アルバイトだから、パートだから、派遣だから、とあきらめていませんか？「働く権利」はすべての労働者のものです。
- 「気に入らない」などの理由で解雇や差別が行われていませんか？
- 仕事でのケガの治療中に退職を促されていませんか？
- 結婚、妊娠、出産、看護、介護を理由に退職を求められていませんか？
- 労働組合をつくる、入るの理由で退職をチラつかせていませんか？
- 同じ会社で、有期雇用（パート、派遣、契約など）で5年継続して働くと「無期雇用転換（雇用期間の定めのない働き方）」となります。有期雇用だからと突然の解雇や福利厚生などの差別があってはなりません。
- 短時間の勤務でも「雇用保険」（週20時間、1月間以上の契約）や「健康保険・厚生年金」（週20時間、月8.8万円、1年間以上の契約、規模501人以上）に加入できます。
- 派遣労働者には、「直接雇用の申し出」「派遣責任者」など別な決まりがあります。

## 安全衛生

- 健康診断はありますか？
- 安全・衛生委員会はありますか？労働者の代表の参加や意見は求められていますか？
- 安全配慮義務はしっかりしていますか？
- 通勤や仕事でのケガは労災になっていますか？
- パワハラ、ストレスチェックなどの相談担当者や機関は決まっていますか？

